

高等学校等就学支援金等(新制度)について

札幌静修高等学校

既に新聞等で報道されておりますとおり「高等学校等就学支援金」は、平成 26 年度入学生から所得制限を導入した制度へと大幅に変更になりました。下記にその概要をまとめましたのでご覧ください。

1 支給対象

保護者の平成 25 年度（平成 24 年分）市町村民税所得割額の合計が **304,200 円未満**の世帯が就学支援金の支給対象となります。

2 支給期間

平成 26 年 4 月～6 月（平成 26 年 7 月以降は毎年 7 月～翌 6 月まで）

なお、平成 26 年 7 月以降については、提出いただく所得に関する証明書の年度が変わるため、改めて受給資格申請のための書類を提出していただきます（6 月頃に案内）。

※ 単年度申請のため 4 月～6 月までの期間が所得制限で対象外になった場合でも、平成 26 年度（平成 25 年分）の市町村民税の所得割額が 304,200 円未満であれば 7 月から（翌年 6 月まで）該当となります。

3 支給金額 9,900 円

4 加算支給

次に該当する世帯には上記の支給金額(9,900 円)にプラスして就学支援金の加算があります。

保護者の市町村民税所得割金額(合計)	加算額	合計支給限度額 (*1)
0 円 (非課税)	14,850 円	24,750 円 (2.5 倍)
100 円以上～ 51,300 円未満 (*2)	9,900 円	19,800 円 (2.0 倍)
51,300 円以上～154,500 円未満	4,950 円	14,850 円 (1.5 倍)
154,500 円以上～304,200 円未満	加算なし	9,900 円

(*1) 合計支給限度額 = 支給金額 (9,900 円) + 加算額

(*2) 実際の税額算定において 100 円未満の端数は切り捨てとなるため 1～99 円と記載がある場合は 2.5 倍加算の対象となります。

※ 上記の加算支給に関する提出書類はありません。

5 受給資格申請に必要な提出書類

① 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書（同封） 2 枚 1 組（様式 1）

② 平成 25 年度（平成 24 年分）の市町村民税所得割額が確認できる書類

・市町村民税税額決定通知

・納税通知書

・課税証明書等（市町村民税額の記載されているもの）

のいずれか 1 点

6 支給方法

学校が一括して代理受領いたします。

7 本校の場合の高等学校等就学支援金適用後の授業料等一覧

授業料から支給金額を差引いて毎月納めていただく納入金は、次のとおりです。

なお、下記の他に「その他諸経費」として年間約 20,000 円～32,000 円（科・コースにより金額が異なります）を納入していただきます。

区 分 (支給金額)	保護者の市町村民税所得割額				
	304,200 円以上 (0 円)	154,500 円以上 304,200 円未満 (9,900 円)	51,300 円以上 154,500 円未満 (14,850 円)	100 円以上 51,300 円未満 (19,800 円)	0 円 (非課税) (24,750 円)
授 業 料	25,000 円	15,100 円	10,150 円	5,200 円	250 円
維 持 費	3,500 円	3,500 円	3,500 円	3,500 円	3,500 円
教育充実費	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円
施設拡充費	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円
諸 費	体育文化 振興費	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円
	PTA会費	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円
	生徒会費	1,200 円	1,200 円	1,200 円	1,200 円
合 計	33,700 円	23,800 円	18,850 円	13,900 円	8,950 円

※ この表は高等学校等就学支援金のみ適用し、授業料軽減については適用していません。

8 その他

- (1) 「授業料軽減制度」については高等学校等就学支援金の制度変更に伴い現行の軽減金額から変更になる予定です。また、「奨学のための給付金事業」が新設予定です。

いずれも、詳細がわかり次第お知らせいたします。

- (2) 新制度は平成 26 年度入学生より適用となります。

平成 25 年度以前に入学の私立高等学校に通われている兄弟の方は旧制度の適用となり、平成 26 年度入学生とは、市区町村民税所得割額区分及び就学支援金の支給金額が異なります。

また、すでに私立高等学校に通学されている兄弟の方は、「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書」の提出は不要です（入学時申請済み）。従前どおり 6 月に就学支援金の加算に関する届出のみとなります。

札幌静修高等学校に入学を予定されている方には、高等学校等就学支援金等（新制度）に関するご案内の他、受給資格認定申請書、申請書の記入上の注意等をお渡しします。

- 推薦・単願入試～入学手続き者宛に送付いたします。
- 一般入試～3 月 18 日・19 日の入学手続き会場にてお渡しします。